

特別定額給付金申請について（お知らせ）

この度、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付することとなりました。下記の点をご確認いただき、申請手続きをお願いいたします。

（すでにオンライン申請にて申請済みの方は、改めての手続きは必要ございません。）

1 給付対象者及び受給権者

（1）給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、柏原市の住民基本台帳に記録されている者
（届出が基準日以降でも基準日前に出生された方は対象となります。）

（2）受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

2 給付額

給付対象者1人につき10万円

3 申請方法

（1）郵送申請

別紙「特別定額給付金申請書」に必要事項を記入の上、以下の書類（写し）を添付して、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

①申請者本人確認書類（次のいずれか1つ）

運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証・年金手帳等

②振込先金融機関口座確認書類

通帳（口座番号が書かれた部分）またはキャッシュカード

※代理申請・受給について

申請・受給対象者の属する世帯員・法定代理人等の方は、代理申請をすることができます。

（2）オンライン申請（マイナンバーカード所持者のみ）

マイナポータルのぴったりサービスから行ってください。お問い合わせは、下記まで。

「マイナンバー総合フリーダイヤル」

電話番号：0120-95-0178（受付時間：平日9時30分～18時30分）

4 申請期限

郵送申請方式の給付申請受付開始日から3か月以内

5 給付の方法及び給付日

給付金は、原則、申請者の本人名義の金融機関口座へ振り込みます。振込日は申請から、約2週間後になります。

【お問合せ先】

柏原市 特別定額給付金担当

電話番号：0120-138-532（特別定額給付金専用コールセンター）

072-972-1501（柏原市政策推進部企画調整課）